

光竜寺小学校・大泉学園再編整備懇談会の傍聴手続等について

本市の情報公開制度の理念に基づき、より開かれた市政を進めるため懇談会は公開とする。なお、個人情報を取り扱う場合や、公正・円滑な懇談会の運営に特段の支障があると座長が認める場合は、その理由を明示し非公開とすることができる。

- 開催周知
 - ・PTA、地域、学校関係者等との意見交換の場であり、基本的には校区住民を対象と想定しているため、市ホームページ等を活用して、懇談会を傍聴できる旨を周知する。
- 傍聴定員 10名
- 傍聴受付
 - ・当日会場にて開始時刻の15分前から先着順で受け付ける。
 - ・ただし、定員を超えた場合も、座席の工夫等により入場が可能な場合は柔軟に対応する。
 - ・傍聴における遵守事項（別記）に受付番号を記して配付する。
- 配付資料
 - ・懇談会で使用する資料は原則として傍聴者に提供する。
 - ・ただし、資料の不備等によりそのまま配付することに支障があると判断される場合は、懇談会後に一部回収することがある。
 - ・また、資料の量によっては、一部省略することも可とする。

傍聴における遵守事項

堺市教育委員会学校管理部学務課

傍聴者は、次の事項を遵守し、懇談会の円滑な進行に協力しなければならない。

1 懇談会の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、座長の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従い会場に入場すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は入場することができない。
 - ① 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - ② ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
 - ③ 拡声器、メガホンの類又は笛、太鼓の類を携帯している者
 - ④ 写真機又は録画機若しくは録音機の類を携帯している者（ただし、あらかじめ座長の許可を受けた場合を除く。）
 - ⑤ 酒気を帯びている者
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、懇談会の秩序を乱し又は懇談会進行の妨害となるおそれがある者

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 懇談会における協議内容に批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) ゼッケン、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語や飲食等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (5) 写真等の撮影、録画又は録音を行わないこと。（ただし、あらかじめ座長の許可を受けた場合を除く。）
- (6) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電子機器類の電源を切ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴者の退場

座長は、傍聴者が「2 傍聴者の遵守事項」に掲げる各号のいずれかに違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させるものとする。

懇談会を非公開とする場合も同様とする。